

「玄米の農産物検査規格に係る情報交換会」議論の概要

1 農産物検査は、農産物検査規格に基づく等級格付けや銘柄の証明を通じて、大量、広域に流通する農産物について、公正かつ円滑な取引を図ることを目的としています。

現行の玄米規格が昭和53年に改正されて以降、相当の期間を経過をしていることから、今般、生産者、実需者、消費者等の関係者間で、平成27年1月から3月にかけて3回にわたり情報交換会を開催しました。

2 まず、

- 生産者から、農産物検査規格にしたがって上位等級に格付けされるよう努力している、
- 実需者から、農産物検査規格によって、概ね一定の品質の玄米が納入されている、
- 消費者から、卓上に届くまで、検査規格によって適正に管理されていることを知った

等現在の農産物規格規程が米の流通や品質取引のために機能しているとの意見がありました。

3 さらに、

- 生産者から、
 - ・ 着色粒の混入限度の規格が厳しすぎるので緩和してほしい、
 - ・ 銘柄証明にあたり、異品種が一粒たりとも混入してはならないことに強い違和感がある、
 - ・ 農産物検査員の目視による検査はブレが大きいことから、測定機器による客観的な指標を用いるべき、
 - ・ 農産物検査員の目視による銘柄判定は誤認の恐れがあることから、銘柄証明は、農産物検査とは別に、自己認証で種子の購入を証明する書類をもってJAS法に基づく袋詰め精米の銘柄証明ができることとし、該当書類の保存を義務づけるべき、
 - ・ 等級区分について、高品位な米の生産が進み、殆どが1～2等であることから、2区分に簡素化すべき、
 - ・ 成分検査は、消費者にとって重要なものであることから、もっと生産者が受検できるように検査実施体制を充実すべき、
 - ・ 着色粒のほとんどは虫害であることから、他の被害粒と一緒に扱うべき等の意見がありました。

- 実需者から、
 - ・ 胴割粒に係る独立した規格の設定、白未熟粒及び異物（クサネム等）の混入の規格を厳格化すべき、
 - ・ 着色粒規格の混入限度を下げることは、これを除去するためのイニシャルコストとランニングコストの増加につながることから、現状どおりとしてほしい、
 - ・ 銘柄証明における異品種の混入の取扱いを変更をすることは、弁当や袋詰め精米の販売等において消費者から新たなクレームの対象となる恐れがあることから慎重に検討してほしい、
 - ・ 農産物規格規程の附において、醸造用玄米を除く玄米の水分の最高限度は、各等級とも、当分の間、1.0%を加算したものとなっているが、保管時にカビが発生するリスクがあるため、1.0%の加算を廃止してほしい、
 - ・ 農産物規格規程の附において、もち玄米には、うるち玄米が1等にあっては1%未満の混入が許容されているが、もち製造事業者はうるち玄米を除去してもちの製造を行っているのが実態であり、この除去作業が負担となっている。そのため、もち玄米へのうるち玄米の混入限度を厳しくしてほしい等の意見がありました。

4 情報交換会において出席者から出された意見は、今後の農産物検査規格の検討のみならず、農政改革や地域活性化のために農政当局においては活かしていくべきとの意見がありました。